

県外ホテル、レストラン販路開拓強化業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 事業名称

県外ホテル、レストラン販路開拓強化業務委託

2 業務目的

首都圏等の大消費地のホテルやレストランの料理人、食材仕入担当者、フェア企画担当等（以下、実需者という）に対し、G I 産品をはじめとした特長ある県産農林畜水産物等の認知度向上のため、県内の産地視察や首都圏等での熊本フェア開催を一体的に支援する、また、ふるさと納税と連携した新たな販売促進の取組により、新たな販路開拓、継続的な取引を目指す。

3 業務内容

別添「県外ホテル、レストラン販路開拓強化業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

5 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

6 予算額

（1）予算額

5,029,000円（消費税及び地方消費税を含む、消費税率10%）を上限とする。提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

（2）対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（賃借料、資材費、通信運搬費、旅費（実需者の旅費含む）、人件費、水道光熱費、食糧費、広報費、謝金等）とする。

7 企画コンペの対象者となる事業者

企画コンペに参加する者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）熊本県における物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格を有し、指名停止措置を受けていない者
- （3）会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (6) 契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。
- (7) 熊本県内に本社、支店又は営業所等を有する法人であること。

8 実施スケジュール

- (1) 公告（県HP） 令和6年（2024年）3月29日（金）
- (2) 企画コンペ説明会申込期限 4月 8日（月）午後5時
- (3) 企画コンペ説明会 4月10日（水）午後2時
- (4) 質問書提出期限 4月11日（木）午後5時
- (5) 企画コンペ審査会参加申込期限 4月19日（金）午後5時
- (6) 企画提案書の提出期限 4月25日（木）午後5時
- (7) 審査会 5月 8日（水）午後1時（予定）
- (8) 結果通知 5月 9日（木）以降
- (9) 契約内容協議・契約締結 速やかに実施
- (10) 事業開始 速やかに実施
- (11) 委託終了 令和7年（2025年）3月21日（金）

9 説明会

今回の業務委託に関する説明会に参加を希望する場合は、以下の内容を確認の上、参加申込書を提出すること。

- (1) 提出物 企画コンペ説明会参加申込書（様式1）
- (2) 提出先 〒 862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県農林水産部流通アグリビジネス課
(TEL 096-333-2470 FAX 096-383-0380)
- (3) 提出期限 令和6年4月8日（月） 午後5時
- (4) 提出方法 電子メール（hongou-a@pref.kumamoto.lg.jp）
- (5) 企画コンペ説明会

- ア 日時 令和6年4月10日（水）午後2時から
イ 場所 熊本県庁本館8階 農林水産政策課分室及びオンラインで実施
※オンラインでの参加希望者には、参加方法を別途連絡。

10 質問

今回の業務委託について質問を希望する場合は、以下の内容をご確認の上、質問書を提出すること。

- (1) 提出物 質問書（様式2）
- (2) 提出先 〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県農林水産部流通アグリビジネス課
(TEL096-333-2470 FAX096-383-0380)
- (3) 受付期間 令和6年4月11日（木）午後5時まで
※4月11日（木）午後5時以降の質問受付については、原則不可とする。
- (4) 提出方法 電子メール（hongou-a@pref.kumamoto.lg.jp）
- (5) その他 質問の内容と県からの回答については、4月11日以降に質問者を匿名として県のホームページにて公開する。

11 審査会申込み

- (1) 提出物
ア 企画コンペ参加申込書（様式3）
イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
ウ 事業者の取組に関する申出書（様式4）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県農林水産部流通アグリビジネス課
(TEL096-333-2470 FAX096-383-0380)
- (4) 提出期限 令和6年4月19日（金）午後5時必着（郵送の場合も同様）

12 企画提案書の提出

(1) 提出書類

提案内容と概算見積書等を含む提案書（様式は自由）を、原則としてA4紙・左綴じ（縦横いずれでも可、ダブルクリップやクリップで綴じること）とし、正本にのみ様式5を表紙として編纂したもの。

審査員に対し提案事業者名を伏せた状態で審査を実施するため、添付書類に提案事業者名を記載しないこと。実施体制等に記載する外部関連会社等については、記載可。

- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出部数 6部（正1部、副5部）
- (4) 受付期間 令和6年4月25日（木）午後5時必着（郵送の場合も同様）
- (5) 提出先 〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県農林水産部流通アグリビジネス課

(6) 注意事項

- ①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。
 - ・ 提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
 - ・ 提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
 - ・ 企画コンペ参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
 - ・ 審査委員又は関係者に提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合
- ②提出された企画提案書の取扱いは、以下による。
 - ・ 提案書は返却しない
 - ・ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする
 - ・ 提案書は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる
 - ・ 提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある

13 受託者の選定方法

提案書の内容等について、審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連または、業務の実績を考慮し5名選出する。

(2) 審査及び企画案の選定

- ①審査会は提案内容等について、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した契約候補者（以下「契約候補者」という。）として選定する。ただし、参加申込者が多数の場合は、提案された提案書を書類審査し、採用すると判断された者のみを審査会参加の有資格者とする。

なお、事業者の取組に係る評価の基準日は公告日（令和6年3月29日）とする。

【評価の視点】

項目	視点	配点	傾斜	得点
1 業務実施体制	目的を達成するために適した実施体制、スケジュールになっており、農林畜水産物及びその流通に精通し、専門的知見・知識を持つものを参画させているか。 （特に食品の流通に関する知識（過去の実績、フェア開催、食品仕入に関すること））	5	× 2	10
2 熊本フェアメニュー開発支援	県産農林畜水産物の出荷時期等を適切に把握し、サンプルや産品の速やかな提供等により、実需者のメニュー開発の支援ができる提案があるか	5	× 1	5

3 熊本フェア実施及び産地視察のコーディネート			
<ul style="list-style-type: none"> ・実需者から使用したい食材や産地視察先の要望等を聞き取り、出荷時期に合わせた産地視察をマッチングさせる工夫があるか ・産地視察時に生産者のこだわり、食材のストーリー等を伝え産地を体感できる工夫があるか ・試食や地元の活用方法を提案する工夫があるか 	5	× 2	10
4 実需者の熊本フェアに向けた理解醸成			
実需者に対し、視察動画や産地資料等により、産地の情報を十分伝達させるための工夫があるか	5	× 2	10
5 熊本フェアとふるさと納税サイトとの連携			
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税返礼品を掲載するために必要な知識を有しているか ・ふるさと納税返礼品を効果的に利用できるスケジュールか 	5	× 1	5
6 熊本フェアの情報をフェア来場者が、他の消費者に伝達、拡散するための企画及び周知			
熊本フェア来場者が他の消費者に対し、効率的、効果的にフェアの周知ができる提案や企画であるか	5	× 2	10
7 アンケートの実施			
効率的にアンケートを実施できる手法になっているか	3	× 1	3
8 経費			
提案内容から勘案して、見積価格は妥当か	3	× 1	3
9 事業者の取組（※令和6年3月29日時点）			
1 熊本県ブライツ企業の認定を受けているか	1	× 1	1
2 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある	1	× 1	1
3 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある	1	× 1	1
4 熊本県SDGs登録制度に登録している	1	× 1	1
合計			60

- ②提案者の選考委員の持ち点は各60点とし、合計60点×5人＝300点とする。また、最低基準を30点×5名＝150点とし、最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとし、再度企画コンペ参加者を公募し、企画を募集する。
- ③最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- ④審査結果については、審査会終了後、提案書を提出した者全員に速やかに通知する。
- ⑤参加登録者からの選考理由に関する問い合わせ、もしくは異議については応じない。
- ⑥契約候補者が、7の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した

場合には、次点者を契約候補者とする。

⑦なお、応募者が1者のみであった場合においても、審査委員において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。

(3) 審査会の日時及び場所

- ア 日時 令和6年5月8日(火)午後1時から(予定)
イ 場所 熊本県庁本館11階 1101会議室

14 委託契約の締結

県は審査会により決定した委託候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

15 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金(契約金額の100分の10以上の金額)を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

16 事務局

【事務局】熊本県農林水産部流通アグリビジネス課 流通企画班

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL 096-333-2470

FAX 096-383-0380

担当 本郷

メール hongou-a@pref.kumamoto.lg.jp

17 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 審査会の参加申込後に、辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式6)を提出すること。
- (5) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるため、了承のうえ応募すること。
- (6) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。